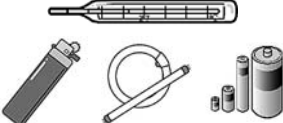


29年7月からの収集カレンダー

- ・収集日の午前8時半までに自宅敷地内または指定された場所（共同住宅にお住まいで専用の排出場所がある方は、今までと同じ場所）に排出してください。
 - ・毎週水曜日の「燃やせないごみ」の日に、新たに「有害ごみ」が加わります。
 - ・小型廃家電類を除く全品目が、戸別収集（建物ごとの収集）になります。
- ※土曜・日曜日の収集・回収はお休みです。祝日、年末・年始の収集・回収は、広報紙などでご確認ください。

東地域	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
氷川台 金山町 上の原 神宝町 大門町 東本町 新川町 浅間町 本町 学園町 ひばりが丘団地 南沢 中央町	 容器包装 プラスチック	 燃やせる ごみ	 燃やせない ごみ	 缶	 燃やせる ごみ
	 PETボトル	 びん	 有害ごみ	 紙類	 びん
			 布類	 布類	
西地域	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
小山 幸町 野火止 八幡町 下里 南町 前沢 弥生 滝山 柳窪	 燃やせる ごみ	 容器包装 プラスチック	 燃やせない ごみ	 燃やせる ごみ	 缶
		 PETボトル	 有害ごみ	 びん	 紙類
	 びん		 有害ごみ	 びん	 布類

小型廃家電類を 回収しています

市では、小型廃家電類を分別して収集することで、レアメタル（希少金属）などの再資源化を行い、ごみ減量に貢献できることから、小型廃家電回収ボックスを設置して回収を行っています。

【設置場所】市役所本庁舎▼西部・南部・東部の各地域センター▼ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）▼野火止・中央町・八幡町・南町・浅間町の各地区センター▼わくわく健康プラザ▼上の原連絡所▼第六小学校▼小山小学校

※携帯電話とノートパソコン

【回収品目】デジタルカメラ▼ビデオカメラ▼据置型ゲーム機▼携帯型ゲーム機およびその付属品▼CD・MDプレイヤー（携帯型のみ）▼各種ケーブル類▼ICレコーダー▼キーボード（パソコン用）▼マウス▼ルーター▼モデム▼卓上リモコン▼電子辞書▼電話機（ファクス付きは除く）▼携帯用ラジオ▼デジタル時計▼懐中電灯▼ヘッドライト▼電子血圧計▼電子体温計

詳しくは同課 ☎473・2117へ。

よくある質問

◎共同住宅に住んでいますが、専用の排出場所がありません。どうしたらいいですか

現在、「燃やせるごみ」「布類」は、建物ごとに収集しています。建物敷地内の接道付近（決められた場所）に出してください。

決められた場所がない場合は、排出場所を決める必要があるため、お住まいの共同住宅の管理者や管理会社に問い合わせてください。

◎ごみを朝8時半までに出し忘れました。どうしたらいいですか

次の収集日に出してください。当日に、もう1度収集したり、同課に持ち込むことはできません。

◎午後になっても収集されません。どうしたらいいですか

その日のごみの量や交通事情、天候などにより、収集する時間は異なります。

特に年末年始や引越しなどの時期は、ごみの量が多くなり、収集時間が遅くなることと予想されるため、収集ルートの変更などを行うことがあります。

◎燃やせるごみ「布類」と同じ場所に出してください。

◎共同住宅に住んでいます。びん・缶・PETボトルは、戸別収集が始まったとき、出し方はどうなりますか

専用の回収容器がある場合はその中へ、ない場合は透明または半透明の袋に入れて出してください。

◎回収容器を希望する

そのために、収集時間が若干前後します。

詳しくは同課 ☎473・2117へ。

ン、市役所の回収ボックスに投入するか、ごみ対策課へ直接持ち込みのいずれかでのみ回収できます。

【注意】設置場所は都合により変更する場合があります

▼回収品目以外の家電は一切回収できません。また、回収品目であってもボックス内に投入できる大きさののみに限ります▼いづれも敷地内に設置していますので、開館時間外での投入はできません▼市民以外の小型廃家電類の持ち込みはできません。また、市民であつても事業の用に供した小型廃家電類は持ち込めません

◎収集車が行った後もごみが残っています。どうしたらいいですか

「分別排出の案内シール」の有無を確認してください。

「分別排出の案内シール」がある場合は、シールに記載の指定された日や方法で出し直してください。「分別排出の案内シール」がない場合は、収集が終わった後に出された可能性があります。

原則として当日に収集することはできません。次の収集日に出してください。

○ガラス被害はどのようにしたら防げますか

ガラスは臭いではなく、目で餌となるものを判別すると言われていることから、容器などを使用して、ごみが外から見えないうにすると防ぐことができます。また、ガラスは飛んでいるときに空中で同じ高さにとどまれないと言われているため、フックなどを使用して地上から50センチ以上の高さにぶら下げると被害を防ぐことができます。

詳しくは同課 ☎473・2117へ。